

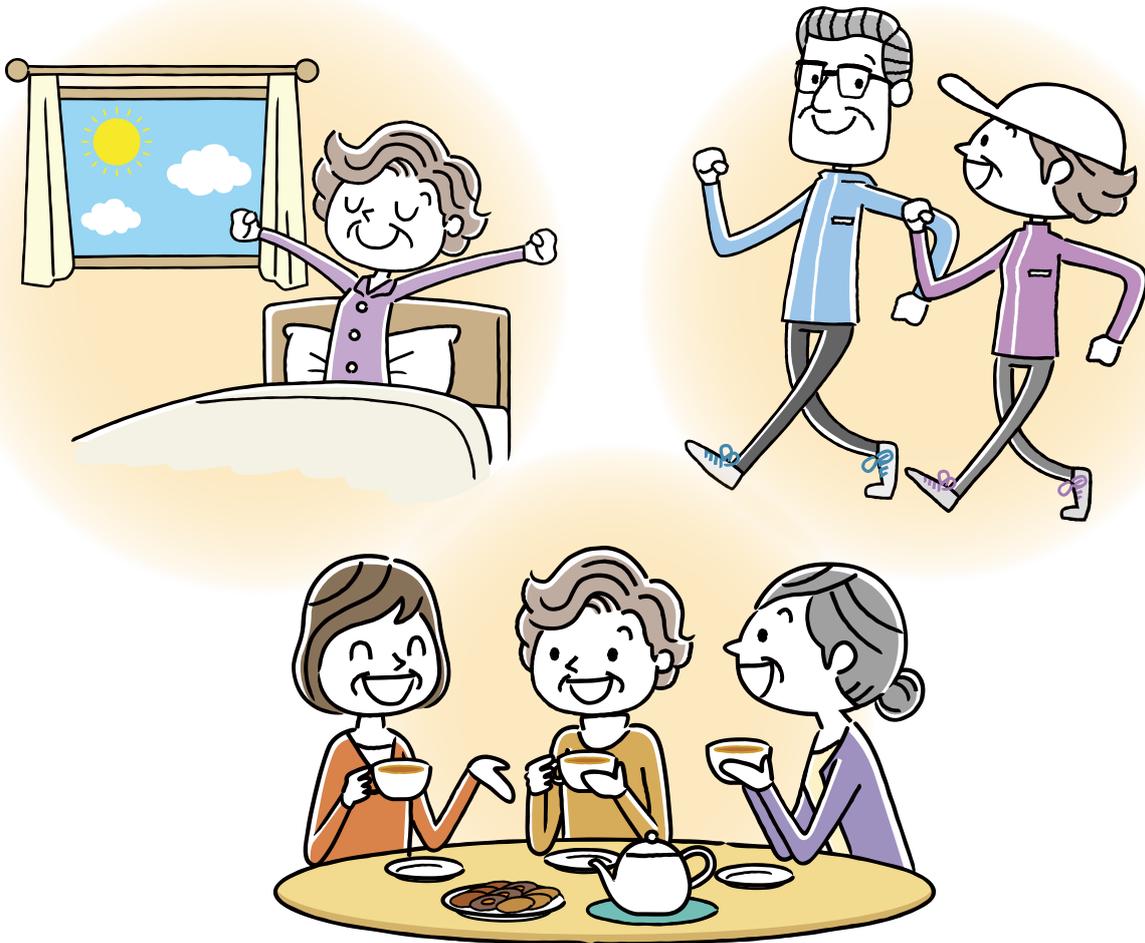
概要版

川西町

第8次高齢者福祉計画及び 第7期介護保険事業計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

長生きを喜ぶまち、楽しむまちへ



平成30(2018)年3月

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、本町における介護保険及び高齢者保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

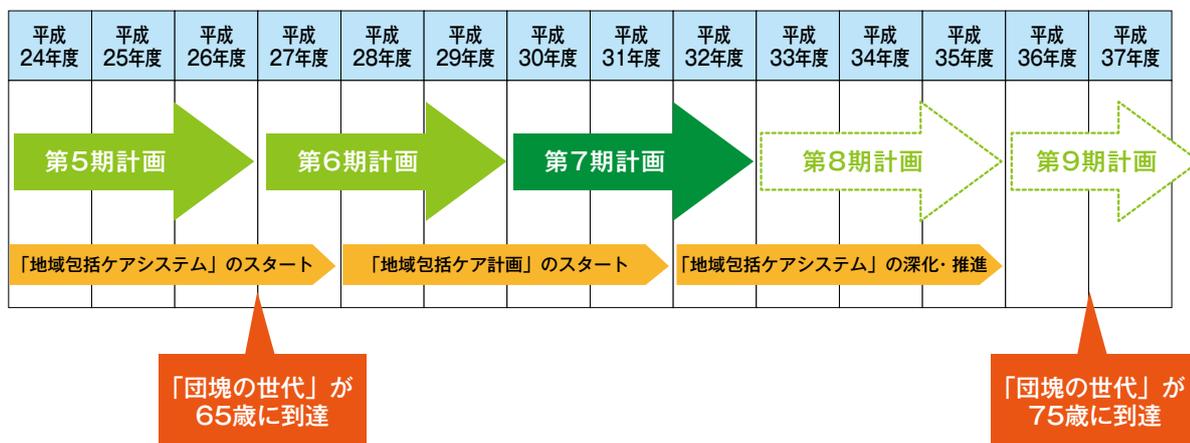
川西町では、「長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ」を基本理念に、地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、これからの高齢者が住み慣れたこの地域で豊かにいきいきと暮らせるように、第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

国の指針や奈良県が策定する「奈良県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」などとの整合性を図り、本町の総合的な行政運営の方針を示した「川西町総合計画」を上位計画とし、関連計画との連携と整合を図りながら策定し、計画を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間であり、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。



4 計画の点検

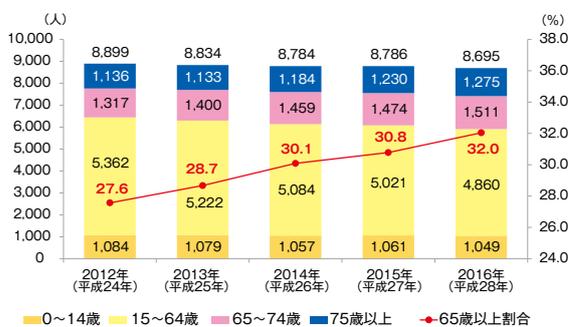
本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなど、その達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映するため、PDCAサイクルにより行います。

川西町における高齢者の状況

1 高齢者の現状

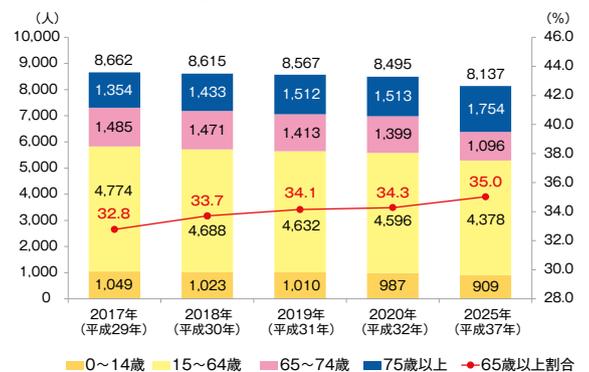
本町の人口の推移と推計を見ると、65歳未満の人口は減少していくのに対し、65歳以上の人口（高齢者）は今後も増加し、平成32（2020）年には減少に転じる見込みですが、75歳以上の後期高齢者数は引き続き増加傾向で推移するものと見込まれます。平成37（2025）年には後期高齢者の人口に占める割合が35%程度になると予測されており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて今から施策を展開する必要があります。

<川西町人口の推移（過去5年間）>



(出典) 住民基本台帳各年10月1日時点

<川西町人口の将来推計>



(出典) コーホート変化率法による

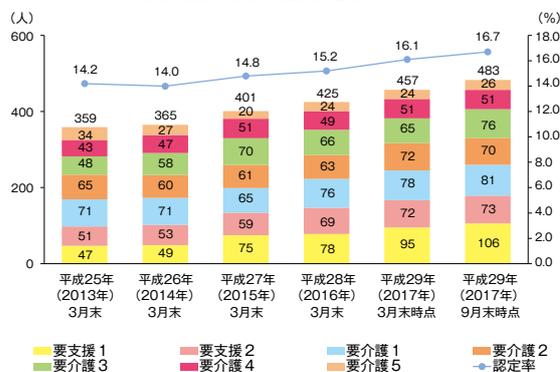
2 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要介護（要支援）認定者数と要介護（要支援）認定率の推移をみると、今後も増加傾向で推移することが見込まれます。

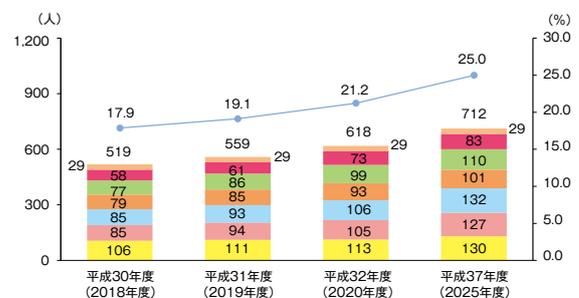
なお、要支援認定者数は、要介護認定者数に比べ、伸び率が大きくなる見込みです。

また、認定率は平成27（2015）年度以降において上昇傾向にあり、平成37（2025）年度には25%にのぼると見込まれます。

<要支援・要介護認定者数の推移>



<要支援・要介護認定者数の将来推計>



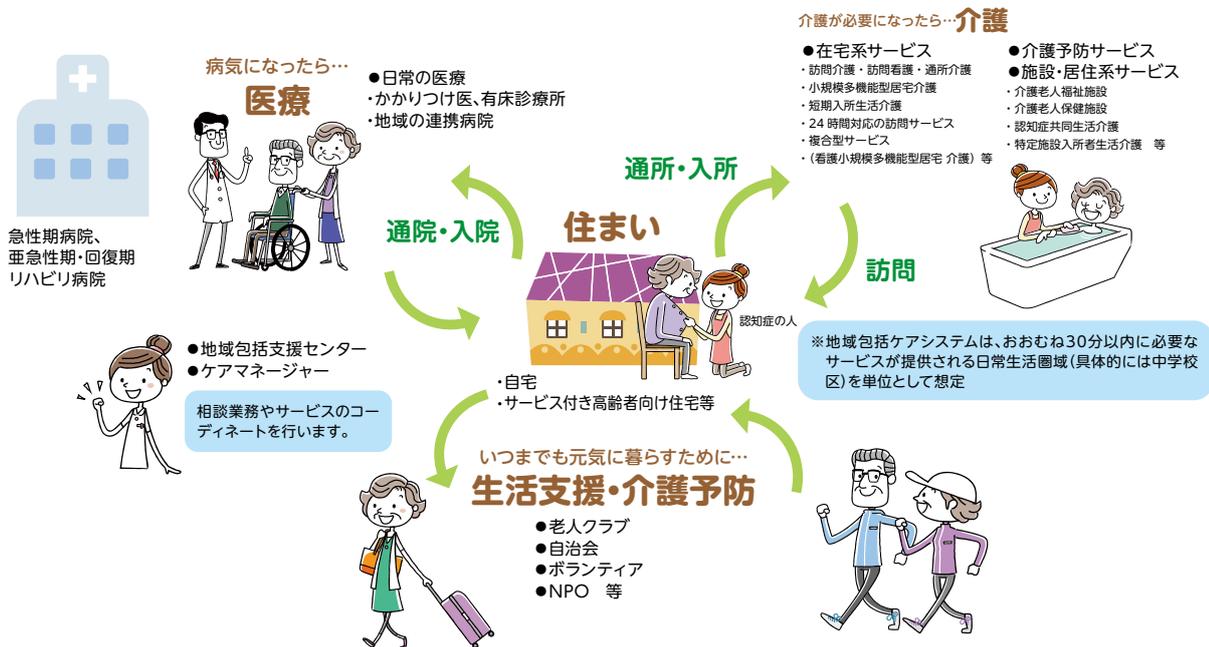
(出典) 厚生労働省地域包括ケア見える化システムより

基本目標

1 基本テーマ

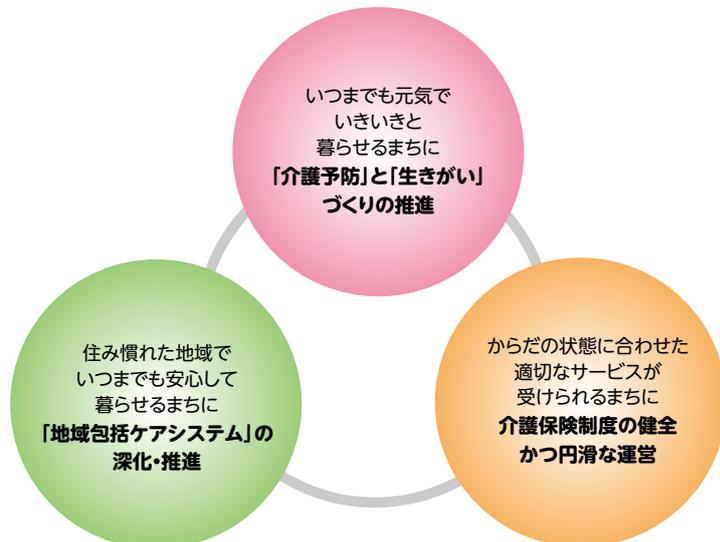
本町では、下記の基本テーマに基づいた基本方針を定め、地域包括ケアシステムの深化・推進を鑑みながら、介護保険事業及び高齢者福祉事業を推進していきます。

長生きを喜べるまち、楽しめるまちへ

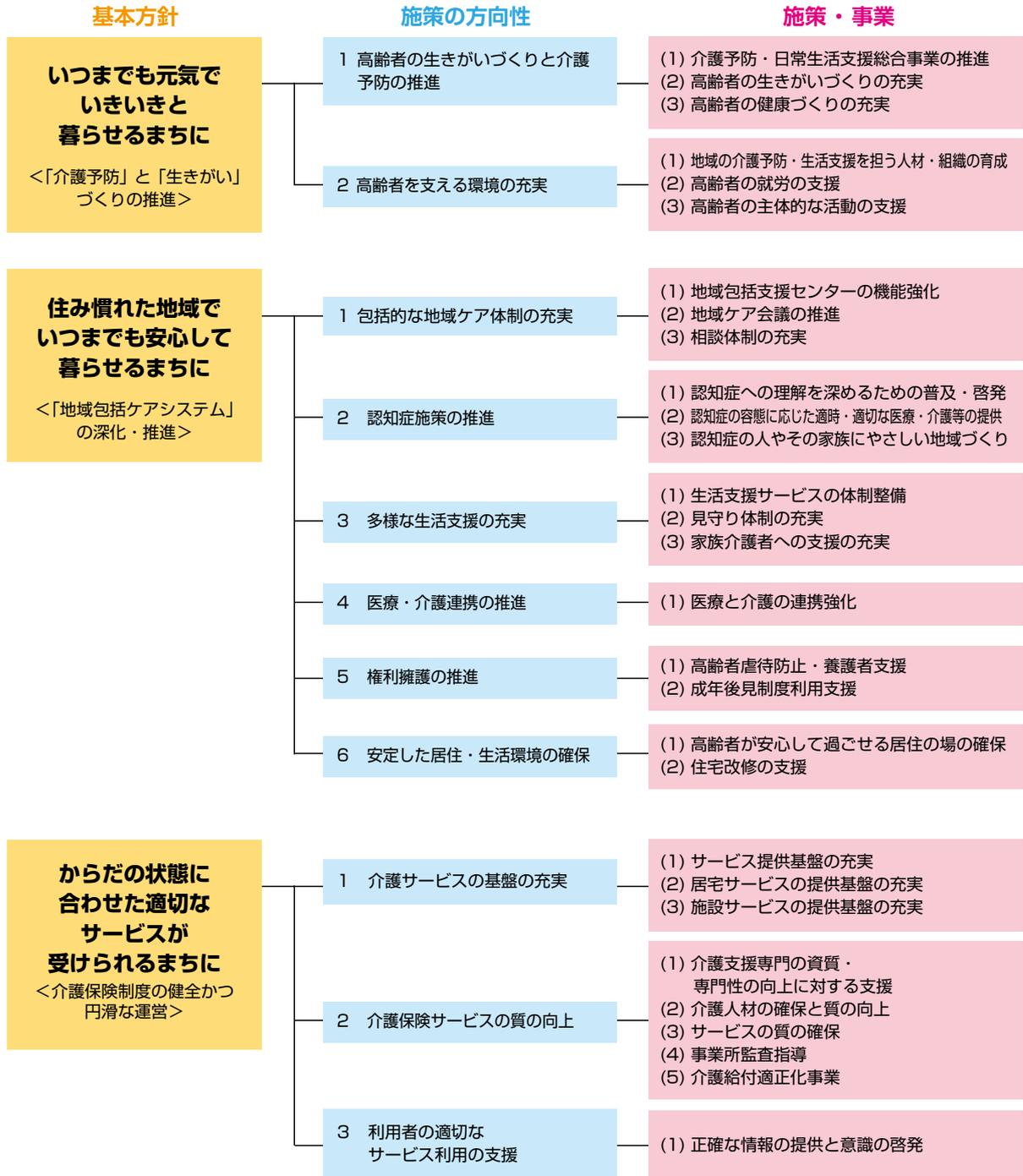


2 基本方針

高齢になっても生きがいをもって、また、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら暮らせる環境づくりを目指すため、次の3点を基本方針として取り組みを進めていきます。



3 取り組みの方向性



介護保険事業の費用と負担

1 介護保険事業費の見込み

第7期介護保険事業計画期間における介護保険事業費の見込額については、主に次の事項に留意し推計しています。

■ 高齢化に伴う要介護（要支援）認定者の増加

高齢者の増加とともに要介護（要支援）認定者及び介護サービス利用者の増加が見込まれます。

■ 介護保険施設及び地域密着型サービスの整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護等の新たな介護サービス基盤の整備を行います。

■ 介護報酬の増額改定

平成 30（2018）年度から介護報酬が平均 0.54% 引き上げられます。また、消費税引き上げ及び処遇改善に伴う介護報酬の増額が見込まれます。

■ 介護保険制度の改正

平成 30（2018）年度から介護予防訪問介護・介護予防通所介護は地域支援事業に完全移行します。平成 30（2018）年 8 月から一定以上所得のあるサービス利用者の自己負担が 3 割負担となります。

● 第7期事業計画期間及び平成 37（2025）年度における介護保険事業費の推計

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	第 7 期（3 年間） 合計	平成 37 年度 (2025 年度)
1 介護サービス給付費	627,370,000	701,144,000	761,261,000	2,089,775,000	842,782,000
2 介護予防サービス給付費	29,424,000	36,392,000	40,772,000	106,588,000	50,482,000
3 総給付費（1 + 2）	656,794,000	737,536,000	802,033,000	2,196,363,000	893,264,000
4 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額	300,034	509,428	578,698	1,388,160	671,274
5 消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	8,850,432	19,248,792	28,099,224	21,438,336
6 特定入所者介護サービス費等給付額	32,231,137	34,856,793	38,621,812	70,950,111	44,390,793
7 高額介護サービス費等給付額	17,588,477	19,021,293	21,075,858	57,685,628	24,223,982
8 高額医療合算介護サービス費等	1,979,777	2,141,056	2,372,320	6,493,153	2,726,676
9 算定対象審査支払手数料	869,040	939,401	1,040,860	2,849,301	1,196,350
10 標準給付費（3 - 4 + 5 + 6 + 7 + 8 + 9）【A】	709,162,397	802,835,547	883,813,944	2,395,811,888	986,568,863
11 地域支援事業費計 【B】	57,499,000	60,403,000	63,778,000	181,680,000	75,204,000
合計【A】 + 【B】	766,661,397	863,238,547	947,591,944	2,577,491,888	1,061,772,863

2 第1号被保険者の介護保険料

第7期介護保険料については、介護保険給付費の増加や介護報酬の引き上げ等により上昇が見込まれます。そのため、本町では、保険料の大幅な上昇を抑える方策として、介護給付費準備基金を活用します。

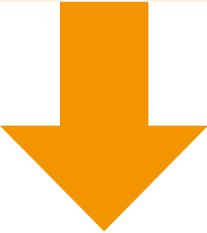
保険料が上昇する主な要因

◆ 介護給付費の増加

高齢者、要介護認定者数の増加や施設等整備に伴う介護サービス利用者の増加や、介護報酬の引き上げにより介護給付費の増加が見込まれます。

◆ 第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げ

第1号被保険者の保険料負担割合が、22%から23%へ引き上げられます。



第7期事業計画期間における介護保険事業費を基準とし、介護保険料基準月額を算出すると、5,750円になります。
(第6期の介護保険料基準月額：4,865円)

保険料の大幅な上昇を抑えるために

◆ 介護給付費準備基金の活用

介護保険制度を持続可能なものとして安定的に運営するため、前回までの計画期間に納付のあった保険料のうち歳入と歳出の差額を介護給付費準備基金として積み立てています。この準備基金の76,491千円を活用することで、保険料の急激な上昇を抑えます。

◆ 介護予防への取り組みの強化

要支援・要介護状態にならないための介護予防事業の取り組み、要支援・要介護状態になられた方も自立支援に向けて主体的な生活を過ごせるような施策を進めます。

◆ 介護給付の適正化

介護給付の適正化事業を計画に位置づけ、給付請求の過誤等の早期発見や過剰なサービス給付の見直しを徹底し、真に必要とされている方が状態に応じたサービス利用ができるよう取り組みます。

第7期事業計画期間において必要とされる介護保険事業費の約2,577,492千円（第6期事業計画においては2,340,692千円（約11.01%増））に対して、第1号被保険者の負担割合の23.0%を乗じた約592,823千円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この保険料負担額に対して、調整交付金見込額と介護給付費準備基金の活用額を算定した額が、第7期事業計画期間における介護保険料基準額となります。

第7期介護保険料基準月額 5,017円

【第1号被保険者の第7期所得段階別介護保険料】

本町では、介護保険料について、第6期計画と同様に国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い9段階とし、各段階を次のとおり設定します。

なお、第1段階の保険料率については、低所得者対策により0.5から0.45に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

段 階	保険料率	対 象 者	年間保険料
第1段階	基準額 ×0.45	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,000円
第2段階	基準額 ×0.75	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	45,100円
第3段階	基準額 ×0.75	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,100円
第4段階	基準額 ×0.90	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	54,100円
第5段階	基準額 ×1.00	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	60,200円
第6段階	基準額 ×1.20	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	72,200円
第7段階	基準額 ×1.30	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上200万円未満）	78,200円
第8段階	基準額 ×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額200万円以上300万円未満）	90,300円
第9段階	基準額 ×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額300万円以上）	102,300円

(注) 年額の基準額については10円単位を切り捨て

川西町第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画 [概要版]

- 発行日 平成30年3月
- 発 行 奈良県 川西町
- 編 集 川西町 福祉部 長寿介護課
奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1
TEL 0745-44-2635
FAX 0745-44-4780